病院等を開設する組合から医療法人への組織変更手続

組織変更計画の作成

（第88条第1項及び第2項）

↓

総組合員・総会員の同意

・組織変更計画の承認
（第88条第1項）

↓

・組織変更の認可申請
・社会医療法人の要件を満たす旨の認定申請

（第89条、第90条）

※　社会医療法人の要件を満たす旨の認定申請は、組織変更の認可申請と併せて行わなければならない（組織変更省令第５条第３項）

↓

医療法人に組織変更
社会医療法人に認定

（第91条）

・組織変更計画で定めた日又は都道府県知事の認定を受けた日のいずれか遅い日に医療法人となる
・組織変更計画の定めに従い定款を変更したものとみなす
・組合員又は会員は組織変更計画の定めに従い医療法人の社員となる
・組織変更の効力が生じた日に、社会医療法人の認定を受けたものとみなす（第92条準用第73条の8第4項）

２週間以内

↓

登　　記　（第92条準用第73条の９）

遅滞なく

↓

組織変更の届出　（第92条準用第73条の10）

※　*都道府県を超える区域を地区とする組合又は都道府県を地区とする連合会のみ*

（組織変更省令第６条）
届出書に組織変更の認可を受けたことを証する書面等を添付して届出

債権者異議申立手続

（第92条準用第49条及び第50条）

・直近の計算書類に関する事項等を官報に公告
・知れている債権者への個別の催告等

（組織変更省令第２条第１項）
・最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨
・最終事業年度がない場合にあっては、その旨

（組織変更の認可：組織変更省令第１条第１項）
・認可申請書に理由書、組織変更後の定款等を添付して申請
（社会医療法人の要件を満たす旨の認定：同第５条）
・医療法第42条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類等を添付して申請

債権者の異議申立手続・1月以上

組織変更に係る書面の備置・6月間

（第92条準用第75条）

組織変更の無効の訴え・6月間

（第92条準用第76条）